

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三四
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三四
- 土地改良法により換地処分をした件 三五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件 三四
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三五
- 道路の区域を変更する件二件 三六
- 公有水面埋立てについて竣功を認可した件 三七

公 告

- 随意契約の相手方を決定した件三件 三六
- 一般競争入札を行う件 三九

告 示

福島県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月十五日から同年四月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十五日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二番地の二ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月十五日から同年四月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び玉川村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クスリのアオキ福島玉川店 福島県石川郡玉川村大字小高字北畷一四番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、飯豊上地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年三月十六日から

同 年四月四日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

小野町役場

（農村計画課）

福島県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

令和四年三月七日夏井地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。
令和四年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農地管理課)

福島県告示第百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町長野字向山三一九六の二五(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町田島字八千窪甲一六四八の八
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町湯ノ花字後沢山丙三二三の一
保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町浜野字井戸沢九四三の二(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字栄富字橋坂甲一四四五の一、甲一四四五の六
保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字豊成字崩り六八八三の一〇
 - 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字弥五島字若水九〇の一、九〇の九、九六の一、九六の三、五二二三の一〇、五二二三の一
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字白岩字向平二六一六の一、二六一六の三、二六一六の四
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年三月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

芳賀盛雄 芳賀新八

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和四年福島県告示第八十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所(令和四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。令和四年三月十五日)

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道柳津 昭和線	河沼郡柳津町大字琵琶 首字一ノ平一五〇九番 地先から 同 郡同 町大字琵琶 首字中井三〇二番地先 まで	変更前 A 変更後 B	三・五 四二・四 一〇・六 七〇・八	八二八・一 九四〇・〇 九四〇・〇
		変更後 B	一〇・六 七〇・八	九四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年三月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道成田 鏡田線	岩瀬郡鏡石町中町一〇 五番一地从先から 同 郡同 町中町一〇 五番一地从先まで	変更前	一一・〇〇 一一・〇〇	五〇・〇
		変更後	一一・〇〇 一一・〇〇	二七・〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。
令和四年三月十五日

(小名浜港湾管理者 代表者)

福島県知事 内堀 雅雄

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県

事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 竣功認可の年月日 令和四年三月七日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり(第四工区)

四 免許の年月日及び番号 平成十年一月二十二日福島県指令港第百二十五号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村 いわき市

(「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市産業振興部工業・港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

(港湾課)

公告第62号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便1号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野 雄 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便1号） 2,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年1月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社東日本興産 福島県福島市山田字南音坊5番地の6
- 5 随意契約に係る契約金額
15,400円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第63号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便2号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野 雄 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便2号） 3,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年1月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
16,500円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第64号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便2号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野 雄 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便2号） 3,500 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年1月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
20,900円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第65号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年3月15日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 豚熱ワクチン(20ドーズ) 予定数量 8,516箱
イ 豚熱ワクチン(50ドーズ) 予定数量 3,406箱
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限
ア 令和4年5月1日から令和5年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
イ 令和4年5月1日から令和5年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所
ア 福島県知事が指定する場所
イ 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年4月5日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年4月5日(火)午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和4年3月15日(火)から同年4月5日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年3月21日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大ききの用紙 16 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和 4 年 3 月 22 日（火）午後 5 時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和 4 年 3 月 22 日（火）午後 1 時 10 分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 1 の(1)の ア に掲げる物品等 令和 4 年 4 月 26 日（火）午後 1 時 00 分 福島県出納局入札用度課
イ 1 の(1)の イ に掲げる物品等 令和 4 年 4 月 26 日（火）午後 2 時 00 分 福島県出納局入札用度課
（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月 25 日（月）午後 5 時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、1 箱当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する単価を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年福島県告示第 320 号）第 1 条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Classical Swine Fever Vaccine (20 doses) Scheduled quantity: 8,516 boxes
 - ② Classical Swine Fever Vaccine (50 doses) Scheduled quantity: 3,406 boxes
 - (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:00 p.m., 26 April 2022
 - ② 2:00 p.m., 26 April 2022
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 April 2022
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入 札 用 度 課)